

# 前議長の不適切と思われる行為

## 及び座間市議会の対応方針に関する調査・研究について

座間市議会は、令和8年1月16日（金）に「議会運営委員会」を開催し、再発防止と議会の信頼回復を目的に、前議長の行為に関する事実解明と、議員の政治倫理およびハラスメント対策に関する規範の策定に向け、以下の基本方針に基づき調査・研究を進めることを決定しました。

### 1. 調査・研究の内容

本委員会は、以下の「調査」および「研究」を行う。

#### 【調査】

前議長の不適切と思われる行為

- 議長車内での常習的な飲酒
- 視察行程中の飲酒
- 全国市議会議長会研究フォーラムの途中退席及び飲酒
- 大曲花火大会行程中の随行職員に対するセクハラと思われる発言
- 職員への勤務時間外の電話
- 職員への侮辱的な発言
- 座間市庁舎管理規則の禁止行為

#### 【研究】

- 座間市議会における議員の政治倫理及びハラスメント対策に関する規範の調査研究を行うこと。

## 2. 事情聴取の実施方法

対象者：本人（熊切和人前議長）

●委員長質疑：冒頭、委員長が委員会を代表して、基本方針に基づき協議・決定した内容について質疑を行う。再質疑が必要な場合は、委員長の裁量において行う。

●各委員の質疑：委員長質疑の後、各委員が委員長質疑と重ならない範囲で質疑を行う。

●事前通告：委員長質疑の項目については、本人に対して事前に通告するものとする。

対象者：議長経験者、議員、職員

●時間配分：1人につき、質疑・答弁を含めて概ね1時間とする。ただし、必要に応じて短縮・延長できる。

●委員長質疑：冒頭、委員長が委員会を代表して、基本方針に基づき協議・決定した内容について質疑を行う。再質疑が必要な場合は、委員長の裁量において行う。

●各委員の質疑：委員長質疑の後、各委員が委員長質疑と重ならない範囲で質疑を行う。

●事前通告：委員長質疑の項目については、本人に対して事前に通告するものとする。

## 3. 会議の公開と記録

●公開原則：会議は原則公開とする一般傍聴、報道機関等の傍聴を認

める。

- 秘密会:センシティブ情報に係る調査となる場合は、委員会の議決により秘密会非公開とすることができます。
- 撮影・動画配信:委員長の許可を必要とし、許可された場合でも冒頭のみとする。
- 録音:委員長の許可を必要とする。委員会開催中のみ許可し、休憩中は許可しない。

#### 4. 補助者および法的アドバイザー

- 補助者の同行:本人、議長経験者、議員、職員から申し出があった場合、1名まで補助者（職は問わない）の同行を認める。  
※補助者の発言は認めない。対象者が委員会の許可を得て協力を求めた時にのみ、助力できるものとする。
- 法的アドバイス:委員会は、必要に応じて弁護士等による法的アドバイスを受けることができる。

#### 5. 調査期間

- 期限:2026年9月末日までを目途とする。
- 変更:調査の進捗状況等、必要に応じて期間を短縮または延長できるものとする。